

インフラメンテナンス国民会議東北フォーラム規約

(名称)

第1条 本フォーラムは、インフラメンテナンス国民会議東北フォーラム(以下、「東北フォーラム」という。)と称する。

(目的)

第2条 東北フォーラムは、インフラを良好な状態で持続的に活用するために、産学官民が一丸となってメンテナンスに取り組む社会の実現に向けて、互に情報共有を図り、地域のメンテナンス体制の確立を目指すことを目的とする。

(活動内容)

第3条 東北フォーラムは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1)インフラメンテナンスに関する技術の現場検証の支援
- (2)地方自治体のインフラメンテナンスに関する支援
- (3)メンテナンス技術等による課題解決に向けた情報の共有
- (4)長期活動計画ロードマップに沿ってマッチングイベント等や実証試験により技術開発・社会実装の促進

(構成)

第4条 東北フォーラムは以下の構成とする。

- 2 東北フォーラムには、フォーラムリーダー、企画委員会及び事務局を置くものとする。
- 3 フォーラムリーダーは学識経験者とし、企画委員は各分野からの有識者とし、企画委員会で承認し、フォーラムリーダーが委嘱する。
- 4 企画委員が諸事情により職務を行えなくなった場合、復帰するまで代理を置くことができ、企画委員会で承認し、フォーラムリーダーが委嘱する。

(フォーラムリーダー等の職務)

第5条 東北フォーラムには、次の役職を置く。

- (1)フォーラムリーダー 1名
 - (2)企画委員長 1名
 - (3)企画委員 15社以内
 - (4)会計 1名
 - (5)会計監査 2名以内
- 2 フォーラムリーダーは、東北フォーラムを代表し、会務を統括する。
 - 3 企画委員長は、フォーラムリーダーを補佐し、フォーラムリーダー不在時において、その職務を代行する。
 - 4 企画委員長は、企画委員の中から互選により選出する。
 - 5 会計は、東北フォーラムの会計処理を行う。
 - 6 会計監査は、事業年度終了後、速やかに会計監査を行い、企画委員会に報告を行う。
 - 7 会計及び会計監査は、企画委員長が指名する。

- 8 フォーラムリーダー及び企画委員長、企画委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 9 フォーラムリーダーは、イベント等を実施する場合に、メンターとして学識経験者などを参加させることができる。（メンターは、「別紙-3」のとおりとする。）
- 10 東北フォーラム企画委員等の構成（以下、「企画委員等」という）は、「別紙-1」のとおりとする。
- 11 フォーラムリーダーは、必要に応じて、イベントの会場手配、イベントの補助、参加動員、自治体広報支援等、活動の補助を行う県担当委員（準企画委員）を置くことができる。（県担当委員（準企画委員）は、「別紙-4」のとおりとする。）

（東北フォーラム企画委員会）

- 第6条 東北フォーラム企画委員会（以下、「企画委員会」という。）は、フォーラムリーダーが必要に応じて招集し、企画委員会の議長はフォーラムリーダーが務める。
- 2 企画委員会は、東北フォーラムが実施する事業計画案及び事業報告の作成、フォーラム開催のために必要な準備、規約制定・改定等、その他東北フォーラムの目的を達成するために必要な事項を決定する。
 - 3 フォーラムリーダーは、東北フォーラムの運営に関して必要に応じて、企画委員以外の者を企画委員会に参加させることができる。

（東北フォーラム拡大企画委員会）

- 第7条 東北フォーラム拡大企画委員会（以下、「拡大企画委員会」という。）は、フォーラムリーダーが必要に応じて招集し、拡大企画委員会の議長はフォーラムリーダーが務める。
- 2 拡大企画委員会は、東北フォーラムの活動を円滑に実施するため、企画委員等と、フォーラム活動を支援する団体（「フォーラム支援団体」という）で構成し、フォーラム支援団体は、意見等を述べるができるものとする。
 - 3 フォーラム支援団体の構成は、「別紙-2」のとおりとする。

（東北フォーラム事務局）

- 第8条 東北フォーラムの事務局は、インフラメンテナンス国民会議事務局の協力を得て庶務を行う。
- 2 事務局の事務は次に掲げるものとする。
 - (1)インフラメンテナンス国民会議事務局との連絡調整
 - (2)インフラメンテナンス国民会議実行委員会や部会との連絡調整
 - 3 事務局は、(株)復建技術コンサルタントに置き、国土交通省東北地方整備局企画部が支援する。

（知的財産の取扱）

- 第9条 東北フォーラムでの知的財産の取り扱いの関する基本的な考え方は、「インフラメンテナンス国民会議運営上の知的財産の取り扱いに関する事前の取り決めとなるガイドライン（平成28年11月28日）」に準じて行うものとする。

(法令遵守及び機密の保持)

第 10 条 東北フォーラム参加者は、関係法令を遵守するとともに、透明性・公平性を意識して活動するものとする。また、東北フォーラム活動を通じて入手した秘密を、企画委員会の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第 11 条 東北フォーラムの活動に要する費用は、フォーラムリーダー・企画委員長・企画委員が負担する。

- 2 ただし、配布資料の作成及び印刷に要する費用や会場の借用等の実費については、参加費・資料代等の徴収や企業からの協賛金による負担できるものとする。
- 3 会計処理にあたっては、別途「インフラメンテナンス国民会議東北フォーラム 会計処理要項」を定める。
- 4 フォーラムリーダー・企画委員長・企画委員の大学・企業ごとに年間 50,000 円の負担金を徴収し活動資金とする。

(その他)

第 12 条 この規約に定める事項のほか、東北フォーラムの運営に関し必要な事項は、必要に応じて企画委員会で決定する。

附則

- 1 本規約は平成 30 年 4 月 27 日より施行する。
- 1 本規約は平成 30 年 7 月 25 日より施行する。
- 1 本規約は平成 31 年 4 月 26 日より施行する。
- 1 本規約は令和 2 年 7 月 20 日より施行する。
- 1 本規約は令和 3 年 8 月 30 日より施行する。
- 1 本規約は令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 本規約は令和 4 年 9 月 1 日より施行する。
- 1 本規約は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 1 本規約は令和 5 年 10 月 6 日より施行する。
- 1 **本規約は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。**

東北フォーラム企画委員等一覧

役割	所属	氏名	適用
フォーラムリーダー	東北学院大学工学部	石川 雅美	
企画委員長	(株)復建技術コンサルタント	(正)遠藤 敏雄	
企画委員	(株)小野建築研究所	小野 泰太郎	会計監査
	(株)小野工業所	野木 雄治	
	鹿島建設(株)東北支店	阿部 裕彰	
	三共(株)	齋藤 一人	
	(株)中央コーポレーション	新銀 武	会計監査
	東亜道路工業(株)東北支社	(正)河野 正和 (副)今野 光博 (副)中村 寛	
	東急建設(株)東北支店	石倉 武幸	
	戸田建設(株)	高橋 秀輔	
	ニチレキ(株)東北支店	阿部 亮介	
	パシフィックコンサルタンツ(株) 東北支社	東 洋平	
	(株)福萬組	小笠原 光博	
	(株)フジタ東北支店	林 昭宏	
	(株)復建技術コンサルタント	(副)後藤 和彦	会計
事務局支援	国土交通省 東北地方整備局 企画部		

別紙－2

東北フォーラム支援団体一覧

一般社団法人 日本建設業連合会 東北支部
一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 東北支部
一般社団法人 東北建設業協会連合会
一般社団法人 東北測量設計協会
一般社団法人 青森県測量設計コンサルタント協会
一般社団法人 岩手県測量設計業協会
一般社団法人 秋田県県土整備コンサルタンツ協会
一般社団法人 宮城県測量設計業協会
一般社団法人 山形県測量設計業協会
一般社団法人 福島県測量設計業協会
一般社団法人 東北地域づくり協会
一般財団法人 みちのく創生支援機構

東北フォーラムメンター一覧

敬称略

	所属	役職	氏名
メンター(青森県)	八戸工業大学大学院	教授	阿波 稔
メンター(岩手県)	岩手大学工学部	教授	小山田 哲也
メンター(宮城県)	東北工業大学工学部	教授	小出 英夫
メンター(秋田県)	秋田大学工学部	教授	徳重 英信
メンター(山形県)	東北学院大学工学部	教授	石川 雅美
メンター(福島県)	日本大学工学部	教授	岩城 一郎

東北フォーラム県担当委員(準企画委員)一覧

敬称略

地域	団体・企業等	担当者
青森県	(株)フジタ青森総合営業所	古川 浩平
	青森県測量設計コンサルタント協会 事務局	佐藤 敏彦
岩手県	岩手県測量設計業協会 事務局	小野 眞也
宮城県	宮城県測量設計業協会 事務局	狩野 淳一
秋田県	秋田県県土整備コンサルタンツ協会 事務局	深井 力
山形県	東亜道路工業(株)山形工場	八島 文
	山形県測量設計業協会 事務局	早川 均
福島県	福島県測量設計業協会 事務局	長嶺 勝広